

「地域とともにある学校づくり」を目指して

～子どもたちの成長を多面的に支える～

「学校評議員制度」「学校関係者評価委員会」は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組です。会議体・評価機能を「学校運営協議会」に移行していくことで、さらに組織的・継続的な体制が確立され、従来の取組も一層充実していきます。

【学校関係者評価】

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行います。

今までは

〈学校評議員制度〉

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度です。（学校教育法施行規則第49条）



〈学校関係者評価委員会〉

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体です。（学校教育法第43条、同法施行規則第67条）



学校関係者評価を実施

会議体・評価機能を



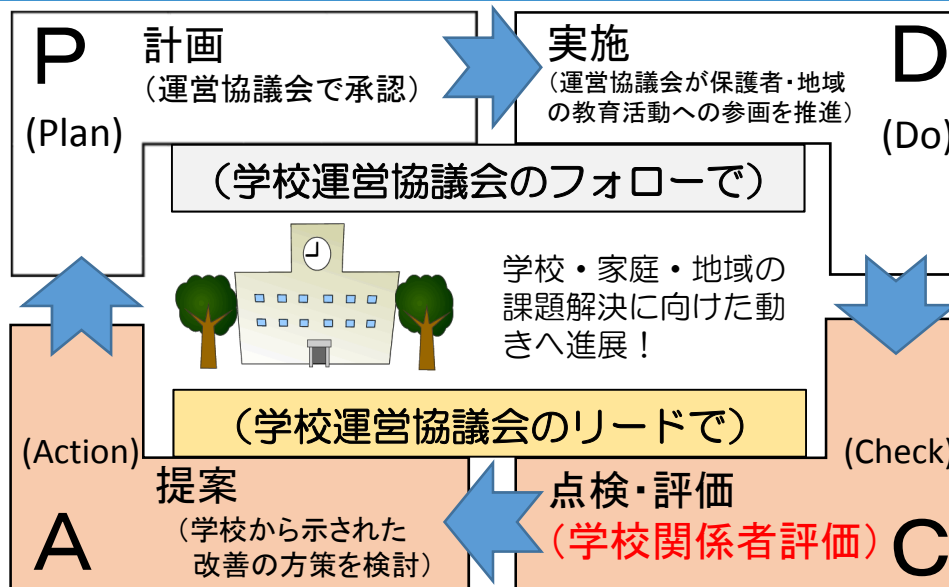
学校運営協議会



学校関係者評価を実施

複数校設置の場合は、各学校（園）ごとに、評価部会を組織するなどの工夫を！

学校・保護者・地域合同の避難訓練を行ってはどうだろうか？うちの学校は避難所に指定されているが、災害時、どんな対応をしてもらえるだろうか？みんなで勉強したいね。



避難訓練については、学校から改善の方策がでてきたが、地域も参加できる工夫はできないだろうか？それぞれの立場で知恵を出し合えば・・・

学校運営協議会としての意見を反映